

平成 30 年度からの 介護保険についてお知らせします

65 歳以上の方の介護保険料は、町が 3 年ごとに見直しを行っています。
今回の見直しでは、介護保険料は据え置きとなりました。

○平成30年度から32年度の保険料

	平成27～29年度	平成30～32年度
基準額(月額)	5,600円	5,600円
基準額(年額)	67,200円	67,200円

所得段階	対象者	割合	月額保険料	年額保険料
第 1 段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	基準額 × 0.45	2,520 円	30,200 円
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の人	基準額 × 0.75	4,200 円	50,400 円
第 3 段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円を超える人	基準額 × 0.75	4,200 円	50,400 円
第 4 段階	本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる人で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	基準額 × 0.90	5,040 円	60,400 円
第 5 段階	本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる人で、第 4 段階以外の人	基準額	5,600 円	67,200 円
第 6 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	基準額 × 1.20	6,720 円	80,600 円
第 7 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の人	基準額 × 1.30	7,280 円	87,300 円
第 8 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の人	基準額 × 1.50	8,400 円	100,800 円
第 9 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 300 万円以上の人	基準額 × 1.70	9,520 円	114,200 円
※第 1 段階の保険料については公費による軽減措置を実施しています。(本来の割合は 0.5)				

○「介護医療院」が創設されました

「介護医療院」とは、長期療養が必要な人に対し、医療と日常生活上の介護を一体的に行う施設です。なお、平成 30 年 3 月で廃止される予定となっていた「介護療養型医療施設」(療養病床など)は、廃止が 6 年間延期されることになりました。

○「共生型サービス」が創設されました

共生型サービス(介護保険と障害福祉の相互に共通するサービス)が創設されました。これにより、指定を受けた障害福祉サービス事業所で介護保険のサービスを受けることができます。

○ 問い合わせ先

川根本町役場 高齢者福祉課 長寿介護室 電話：(56) 2234
支所管理局 窓口業務室 電話：(58) 7070

6月1日
OPEN!!

B & G 海洋センターでは、
6月1日(金)から9月30日(日)
まで、温水プールが利用可能
になります。
小さいお子さん用の小プー
ルと、25m の大プールを備え
ていますから、お一人でも、ご
家族みなさんでも、大丈夫。十分
にお楽しみいただけます。
水中ウォーキングによるダ
イエットや元気な身体づくり
を目指すもよし、家族の思い
出づくりにもよし。
ぜひ、B & G 海洋センター
に遊びに来てください。

今年もはじまる
プールサイドストーリー

期 間 6月1日(金)から9月30日(日) ※休館日は除く。
時 間 午前9時～午後8時45分(昼・夕に1時間ずつ休館を挟みます)
利用料 大人／100円、小中高生／50円、幼児／無料
(付添の方も規定の料金をいただきます)
(夏休み期間中の小中高生は無料となります)
注 意 幼児・小学生には必ず大人の方が付き添ってください。
帽子の着用、飛び込み禁止、ケンカせず仲良く使うこと、体調の
悪い時はプールに入らないなどのルールを必ず守ってください。
川根本町本川根B & G海洋センター 電話(59)3332

6月4～10日は歯の衛生週間です

歯周病の早期発見と予防のために、歯周病検診を受けましょう

歯周病健診の受診券を対象の方に通知しました。
歯周病健診を賢く利用し、歯や口の健康と全身の健康維持にお役立てください。



- 対 象：平成31年3月31日までに40・50・60・70歳になる方
- 検査内容：歯科医師による問診、歯周ポケット測定、むし歯のチェック
- 受 診 料：無料
- 実施期間：平成30年6月1日(金)から平成31年2月28日(木)まで
※詳しくは、お届けした通知をご覧ください。

いい歯☆キラリ☆番人の歯コンクール出場者を募集します

自分の歯が急速に失われる時期にある70歳以上を対象に、歯の大切さを再認識し健康的でう
るおいのある生活を送ることができるよう、「歯の健康コンクール」を実施します。

<応募対象者>

平成30年4月1日現在で満70歳以上(昭和23年4月1日以前生まれ)の方で、自分の歯が
20本以上(治療の有無は問いません)ある方(あると思われる方でも大丈夫です)。

<審査日時及び会場>

平成30年6月12日(火) 午後1時30分～3時30分
川根本町山村開発センター 保健室及び和室

<審査方法>

歯科医師による、平成30年度「噛むケア8020コンクール」審査実施方法に準じた審査

●問い合わせ・申し込み●

健康福祉課 健康づくり室 電話：(56)2224
支所管理局 窓口業務室 電話：(58)7070

のいずれかに、お電話にてお申し込みください。

★各部門上位3名と8020達成者(80歳で自分の歯が20本)の
方には、表彰状と賞品が贈呈されるほか、全員に参加賞をご
用意しています。

